算式

（A × 0.00708061）× 0.75 －（A × 0.00351877）× 0.75 ＋（A × 0.00495642）× 0.75 －（A × 0.00247821）× 0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × 0.00248668）× 0.75 －（A × 0.00123594）× 0.75 ＋（A × 0.00174067）× 0.75 －（A × 0.00087033）× 0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛（A ＋ B）／2｝× 0.02104

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第33表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額を控除した額（以下この条において「課税標準額」という。）

B　前年度の課税標準額に道府県税課税状況調第32表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第73条の14第11項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第12項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第11項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第12項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.6527

算式

（A × 0.00724606）× 0.75 －（A × 0.00360158）× 0.75 ＋（A × 0.00507224）× 0.75 －（A × 0.00253612）× 0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × 0.00273975）× 0.75 －（A × 0.00136192）× 0.75 ＋（A × 0.00191782）× 0.75 －（A × 0.00095891）× 0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

｛（A ＋ B）／2｝× 0.02154

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第33表（課税標準の特例の適用状況に関する調）の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（条例で定める割合による場合）」のうち「控除額」欄の額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（参酌基準による場合）」のうち「控除額」欄の額を控除した額（以下この条において「課税標準額」という。）

B　前年度の課税標準額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.63421